

# ケーブルプラスでんき利用規約

## 第1条 (総則)

- 旭川ケーブルテレビ株式会社 (以下「当社」という。)は、KDDI株式会社 (以下「KDDI」という。)が別に定めるケーブルプラスでんき需給約款 (以下「約款」という。)及びこの「ケーブルプラスでんき利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき約款で定めるケーブルプラスでんきサービス (以下、本サービスといいます。)に関する電気料金の請求等について適用されます。
- 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。

## 第2条 (用語)

- 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

## 第3条 (利用契約)

- 本サービスを利用しようとする方 (以下「お客様」という。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。
- 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
  - 申込みにあたりお客様が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。
  - お客様が本サービスまたは、当社から請求している他サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。
  - 過去に、お客様の責めに帰すべき事由により本サービスの提供を受けるための契約 (以下「利用契約」といいます。)が解除され又はお客様に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
  - その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

## 第4条 (auIDの提供)

- auお客様サポートおよびケーブルプラスでんき web サービスの利用には、KDDIが提供する「auID」が必要です。
- お客様は、本サービスのお申し込みにあたっては、KDDIが別に定める「auID利用規約」に同意するものとします。

## 第5条 (KDDIに係る債権の譲渡等)

- 当社は、お客様に、「約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDIの債権 (以下、「電気料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合当社及びKDDIは、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

## 第6条 (請求と支払等)

- お客様は、電気料金を指定する支払い方法で、当社の定める期日迄に支払いを行なうものとします。
- 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
- お客様は、当社が電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
- お客様が、電気料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5% (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

## 第7条 (最低利用期間)

- ご契約にあたっての最低利用期間は料金の適用開始日から起算して1年間とします。

## 第8条 (利用契約の終了)

- 当社は、お客様が本規約 (本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、KDDIに通知いたします。その場合、KDDIは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
- お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法により、ご連絡ください。
- お客様が、本サービスの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、本サービスが提供できない場合には、本サービスは解約となります。
- 上記各号により、本サービスが解約となった場合、でんきセット割も解除となります。

## 第9条 (KDDIへの通知)

- お客様は、当社が定める支払期日までに、当社の既存サービス (インターネットや多チャンネルサービスなど)の料金の支払いが無い場合、KDDIに通知することをご了承するものとします。

## 第10条 (他の小売り電気事業者への通知)

- 約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、本サービスの契約終了後も、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社はおお客様の個人情報をKDDIへ通知いたします。また、KDDIは、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

### **第11条（利用契約に係る契約者情報の利用）**

1. 当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の取り扱いは、当社が別に定める「情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針」に定めます。

### **第12条（協議）**

1. お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

### **第13条（合意管轄）**

1. 工事契約に関し、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所及び旭川簡易裁判所又は旭川地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

（適用時期）

本規約は2018年9月1日より適用します。

# でんきセット割利用規約

## 第1条 (本規約の適用)

1. 旭川ケーブルテレビ株式会社 (以下「当社」という。) は、このでんきセット割利用規約 (以下「本規約」という。) に基づき、でんきセット割 (以下「本割引」という。) を提供します。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本割引の提供に係る条件等は、変更後の本規約によるものとします。
3. 本規約本文のほか、当社が定める本割引に関する諸規程 (当社が別にWEBサイト等において掲載するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」という。) は、本規約の一部を構成するものとします。
4. 本規約文と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は当該諸規程を優先して適用するものとします。

## 第2条 (本割引の適用)

1. 本割引は、KDDI株式会社 (以下「KDDI」という。) が提供するケーブルプラスでんき及び、本規約第4条で定める対象サービスを組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところにより、料金に応じた割引を行う当社のサービスです。

## 第3条 (申込)

1. 本割引の適用を希望する者 (以下「申込者」という。) は、本規約を承諾の上、当社が別に定めるところにより当社に申込みを行なうものとします。

## 第4条 (契約の成立)

1. 当社は、前条の申込みが次の各号に定める条件のすべてを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、当社と申込者との間で本割引の適用を受けるための契約 (以下「本契約」という。) が成立するものとします。
  - (1) 申込者が、ケーブルプラスでんきに係わる契約 (以下「ケーブルプラスでんき」という。) を締結していること又はケーブルプラスでんき契約の申込みを行なっていること (その申込みが承諾されない場合を除きます。)
  - (2) 当社が指定する (以下「対象サービス」という。) ケーブルテレビサービス、インターネットサービスのいずれか又は両方を契約していること。
  - (3) 前号で指定された対象サービスが、次の各号に定める条件の全てを満たしていること。
    - ア. 本件契約の申込み時点で、その対象サービスについて現にサービスの提供を受けていること
    - イ. その対象サービスの契約者が、ケーブルプラスでんき申込者と同一であるか、申込者と同一の住所に居住するその家族 (当社所定の基準を満たすものに限る。) であること。
    - ウ. 電気料金請求月に、対象サービスの料金の請求発生があること。
    - エ. 対象サービスとセットで利用し、利用料金を月ごとにお支払いされていること。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、業務遂行上支障があるとき又はその他当社が不適切と判断したときは前条に基づく申込者の申込みを承諾しないものとします。

## 第5条 (でんきセット割引)

1. 当社は、前条に従って本件契約が成立した場合、その本件契約に係る申込者 (以下「本件契約者」という。) の契約するケーブルプラスでんき及び対象サービスに係る請求料金 (以下「本件請求料金」という。) に応じ、次項の定めに従って算出した金額 (以下「割引額」という。) を本件請求料金から割引きます。
2. 当社は、KDDI提供のケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間における本件電気料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税及び地方消費税相当額を除いた額 (本件対象額) という。) に応じて、下記の額を割引きます。なお、該当算出に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

本件対象額	割引率
5,000円未満	1%
5,000円以上8,000円未満	3%
8,000円以上	5%

## 第6条 (対象サービスの変更)

1. 本件契約者は、対象サービスの変更を希望する場合、当社が別に定める方法で当社に申し出るものとします。
2. 本件契約者は、前項の申し出において、第4条 (2) に定める条件を満たす対象サービスを新たな対象サービスとして指定するものとします。

## 第7条 (本件契約の終了)

1. 本件契約者は、当社が別に定める方法で当社に申し出ることにより、本件契約を解約することができるものとします。
2. 前項に定める他、本件契約は次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
  - (1) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
  - (2) 対象サービスに係る契約が終了したとき。
  - (3) 本件契約者に係るケーブルプラスでんき契約の名義変更等により第4条第1項第3号イに定める条件を満たさなくなったとき。

#### **第8条（権利義務の譲渡禁止）**

1. 本件契約者は、本件契約に係る権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

#### **第9条（顧客情報の取扱い）**

1. 当社は、本割引の提供に関して取得した申込者、本件契約者及び対象契約者回線の契約者に係る情報について、本割引の提供に必要な範囲で利用する他、当社が別に公開する「情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針」に従って取扱います。

#### **第10条（合意管轄）**

1. 本割引に係る紛争については、旭川地方裁判所を管轄裁判所とします。

#### **第11条（本割引に関する疑義等）**

1. 本規約の解釈や本割引の適用について疑義が生じ、又は本規約に定めがない次項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、申込者及び本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

#### **附則**

1. 当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 記載の金額は全て税別です。
3. 本規約は2018年9月1日より施行します。